

奈良県産業振興総合センター研究費の執行に関する不正防止計画

奈良県産業振興総合センター所長

令和2年3月31日策定

奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）研究費の不正防止対策に関する実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）第7条の規定に基づき、次のとおりセンター研究費の執行に関する不正防止計画を策定する。

区分	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
責任体制	研究費の運営・管理に係る者の責任が明確にされていない。	マニュアルにより責任者等の役割と相互関係を明確にし、職員等に周知する。
意識の向上	研究費が公的資金であるという意識が希薄である。	意識向上のためのコンプライアンス研修を行い、行動規範の周知・徹底を図る。
管理	発注・検収等の研究費の管理体制が不十分である。	研究費の管理体制を強化する。事務処理手続きを職員に周知する。
需用費（発注）	予算の執行が年度末や研究契約の終了時期に集中する。	予算の執行状況を検証するとともに、研究計画と実態に齟齬がないか確認する。
需用費（納品・検収）	発注者のみが検収確認を行っている。	検収は2名以上の確認を行う。
旅費	出張の妥当性、研究目的との整合性・必要性が確認できない。	旅行伺いは、旅行目的と拠出予算も明記し、事前に承認を受ける。
相談窓口	研究費の執行について、担当者の判断のみで実施している。	オープンイノベーション推進室の相談窓口で指導・助言を行う。
通報窓口	内外からの通報（告発）を受ける窓口が分からない。	通報に対する体制を整備し、通報窓口を周知する。

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。